

議案第100号

筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正  
について

標記について次のとおり提出する。

令和6年11月27日

筑西市長 須藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第3  
3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、」を削り、「適用につい  
ては」の次に「、当分の間」を加え、「令和7年3月31日までに」を「その者の研修計画を定め  
たうえで、放課後児童支援員として勤務を開始した日から2年を経過する日までに当該研修を」に  
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。